

業 務 委 託 仕 様 書

(委 託 名) 水道施設運転維持管理業務委託（上水・その２）

(委託期間) 令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この仕様書は、いちき串木野市水道事業(以下「甲」という。)の施設の運転維持管理業務及び機器の整備点検等の業務(以下「管理業務」という。)を業者(以下「乙」という。)に委託するため、必要な事項を定めるものとする。

(管理業務の基本姿勢)

第 2 条 乙は、市民の健康を守るため、清浄で豊富な水を安全に供給し、公的使命の重大性を認識し、各関係法令等及び監督官庁からの指示命令を厳守し、水道施設の機能を完全に発揮できる技術体制で、常に最良の状態かつ安全に保つとともに、効率化を目指さなければならない。

2 乙は、本仕様書に定めのない事項にあっても、施設の運転維持管理上当然必要な業務等は良識ある判断に基づき行わなければならない。

(業務上の秘密保持)

第 3 条 乙は、管理業務上知り得た事項で秘密に関するものは、これを外部に漏らしてはならない。また、指定された者以外の者が施設に入る場合は、甲の許可を得るものとする。

(施設の概要)

第 4 条 水道施設は、次のとおりとする。

(1)上 水 道 事 業	深井戸 9 ヶ所	浅井戸 1 ヶ所	ポンプ場 6 ヶ所
	配水池 1 4 ヶ所	野下口水源	山ノ神浄水場
(2)旧羽島簡易水道	水源地 4 ヶ所	調整槽 2 ヶ所	配水池 7 ヶ所
(3)旧生冠簡易水道	水源地 1 ヶ所	ポンプ場 1 ヶ所	配水池 3 ヶ所
(4)旧荒川簡易水道	水源地 1 ヶ所	配水池 4 ヶ所	太郎坊浄水場
(5)旧中央簡易水道	水源地 4 ヶ所	ポンプ場 3 ヶ所	配水池 7 ヶ所
(6)旧大里簡易水道	水源地 2 ヶ所	ポンプ場 2 ヶ所	配水池 2 ヶ所

(管理業務の内容)

第5条 共通の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 技術の高揚、労務管理
- (2) 作業計画書・作業報告書の作成及び協議
- (3) 各種施設設備の運転操作及び監視業務
- (4) 各種施設設備の保守及び小規模修繕
- (5) 各種施設設備の指示値の記録及び日誌
- (6) 電気及び滅菌設備の保守点検及び精密点検（年2回）に関する業務
但し高圧受電部等の月次点検は別途とする。
- (7) 水質の管理及び残留塩素の測定
- (8) 各種薬品等の調合、補充、交換等に関する業務
- (9) 五反田川上流の油等の監視業務
- (10) 水道法に定める、水質基準項目検査の採水業務
- (11) 各施設の軽微な清掃、除草等環境整備に関する業務
- (12) 上記以外の施設の運転保守管理に関する一切の業務
- (13) 各種施設設備の点検頻度（毎日点検、平日点検、3日点検、週点検、月点検）
及び山之神浄水場運転管理については、特記仕様書のとおりとする。

(従業員の承認及び取消し)

第6条 乙は、業務に従事させようとする従業員住所、氏名、年令、経歴及び資格を証明する書類並びに職務分担等を記載した書類を事前に甲に提出し、承認を受けなければならない。従業員を異動させる場合も同様とする。

- 2 乙は、業務に従事するにあたり次に掲げる資格を有する者を配置すること。
 - (1) 水道技術管理者
 - (2) 浄水場施設管理技士3級以上
 - (3) 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）
 - (4) その他業務遂行上必要と認める資格
- 3 甲は、乙の従業員で業務上不適格と認める者は、その理由を明示して前項の承認を取り消すことができる。この場合、乙は、速やかに当該従業員を業務場所から退場させ、代務従業員について甲の承認を受け、業務に支障をきたさないよう従事させなければならない。

(総括責任者等の選任)

第7条 乙は、前条第1項の規定により承認を受けた従業員のうちから、業務の総括責任者を選任し、甲に届け出なければならない。

(総括責任者の業務)

第8条 総括責任者は、市の職員を補佐するとともに、次の業務を行うものとする。

- (1) 乙の現場最高責任者として、従業員の指導監督を行うこと。
- (2) 契約書、仕様書、設計書その他関係書類（現場説明を含む。）等により、業務の目的内容を十分理解し、現場を巡視すること。
- (3) 完成図書等により施設の機能を完全に掌握し、効率的、経済的に運転すること。
- (4) 従業員の現場研修を行い、技能の向上、事故の防止に努めること。
- (5) 常に状況を的確に把握し、緊急時に直ちに対処できる体制を整備しておくこと。

(緊急事態の発生時の勤務)

第9条 乙は、台風、大雨、悪水の流入及び故障等の重大事故等の緊急事態発生に備えて連絡体制を編成し、甲の指示に従い協力しなければならない。

(勤務時間)

第10条 業務に従事する勤務時間について、8時30分から17時00分とする。

ただし、土・日・祝日は除く、また、4日以上の子休の場合、3日間の内1日は勤務する。

(提出書類)

第11条 乙は、業務着手前に次の書類を提出し、甲の承諾を受けなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 組織表（現場管理及び安全管理等）
- (3) 作業計画書（月間及び年間の作業計画等）
- (4) 従業員名簿（経歴書等添付）
- (5) 総括責任者選任届及び主任技術者選任届
- (6) その他、甲が必要とする書類

2 乙は、業務期間満了をもって、業務完了届を提出しなければならない。

(従業員の勤務)

第12条 乙は、従業員の勤務について、労働基準法及び関係法令を遵守しなければならない。

(労務管理)

第13条 乙は、この委託業務について公的使命が重大であり、施設の運転が停止させることのないように、従業員の退職、欠勤等に対処できる体制を整え、また、関係法令に違反することのないよう労務管理を十分に行い、且つ、労務管理の一切の責任を負うものとする。

(安全の確保)

第14条 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他災害防止関係法令等に基づき、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めなければならない。

2 乙は、事故防止を図るため安全対策を維持管理計画書に明確にしておかなければならない。

3 乙は、業務履行に当たり、電撃、薬品類、毒性ガス、酸欠空気、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び作業員の配置割当てを行い、危険防止に努めなければならない。

4 乙は、別途工事等と作業場所が隣接又は交錯する場合には、常に相互協調して安全管理に支障を来さないように処置しなければならない。

5 乙は、業務履行に当たり安全管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な処置を講じ、且つ、速やかに甲に連絡するとともに、その指示に従わなければならない。

6 甲は、乙から安全処置について要請があった場合は、必要な安全処置を講じなければならない。

(受託者の創意工夫)

第15条 乙は、業務の履行に当たり、常に創意工夫を心掛け施設の効率化を目指さなければならない。

なお、施設の改変に及ぶ場合は、甲と協議し甲の指示に従わなければならない。

第2章 作業要領

(運転操作及び作業計画)

第16条 乙は、毎月末までに翌月の作業計画を作成し、甲と協議しなければならない。

また、運転については、時の状況に応じてその都度協議し、運転すること。

2 運転操作上、各機器等に問題が生じている場合は、その都度甲に状況を報告するとともに、その処置については、双方協議するものとする。

(各種機器の運転)

第17条 乙は、前条の運転操作及び作業計画にそって各種機器の機能使命等を十分理解し、運転操作を行わなければならない。

2 管理上必要な措置を講ずるため、全面的に運転を停止するとき、又は、再開するときは、甲の承認を受けなければならない。

(点検整備)

第18条 乙は、事故等を未然に防止するとともに、各種機器の耐用年数を増すため、日常及び定期的に点検整備を行わなければならない。

- (1) 日常点検は、各種機器の予防保全を目的とし、外観及び五感による観察も重視するとともに、異常を発見した場合はその都度甲に報告し、その指示に従い処置するとともにその経過を報告しなければならない。
- (2) 定期点検は、定期基準に従い、総合的に点検を行い、その結果を測定記録し定期点検記録簿によって報告しなければならない。
- (3) 計測器の調整、給油、消耗部品の交換、補充、清掃及び小塗装等の各種機器が正常に稼動するよう常に整備に努め、必要に応じ、芯出し、保護装置の作動確認及び分解整備等を行わなければならない。

(修理、造作)

第19条 乙は、点検整備により発見した不良箇所若しくは事故又は故障の発生した損傷箇所のうち、備付け工具、支給材料等を用いて、現場で修理可能なものについては、修理内容を甲と協議し処置しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、応急措置を行うとともに、甲に報告し指示を受けなければならない。

2 乙は、既存の施設、安全対策用設備のうち軽易な設備、改良について、甲の承諾又は指示により、備付け工具、支給材料等で造作するものとする。

3 前2項の場合において、甲が必要と認めたときは、その指示に従い現場状況を写真に記録し、説明図書を添付のうえ提出しなければならない。

(水質等監視業務)

第20条 水質等の監視及び測定義務の実施内容については、水の濁り・色度・味・匂い等を監視し残留塩素の測定を行うものとする。

(施設、設備の破損)

第21条 乙の責めによる施設、設備の破損、損傷については乙の負担により、甲の立会いのもとに補修、復元するものとする。

(運転効率等の調査)

第22条 乙は、甲が適切な管理指標を得るために必要なデータは、要求に応じて速やかに提出するものとし、運転効率高揚のための各種試験方法については、双方協議のうえ決定し、その試験結果は遅滞なく甲に報告しなければならない。

(有資格者による作業)

第23条 乙は、電気工作物、危険物、高圧ガス等の設備の取扱いについては、関係法規に基づく有資格技術者の指示により、保護具の使用等十分注意を払い従事させなければならない。又、労働災害が発生した場合の対策として、定期的に救護作業、通報連絡等の訓練を行わなければならない。

(業務報告)

第24条 乙は、業務実績を明らかにするため、日報はその日の内に甲へ提出し、月報等についても速やかに提出しなければならない。又、事故及び異常等を確認した場合は速やかに甲へ連絡し、甲が要求した業務報告等についても、正確に記録し遅滞なく提出しなければならない。

2 点検に際しては、常時携帯電話を携帯していなければならない。

(火災予防)

第25条 乙は、施設の火災を防止するため、箇所ごとに火元責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底させ、防火訓練を定期的に行わなければならない。

(警備及び清掃等)

第26条 乙は、現場における施設及び設備機器、工具類等の盗難防止に務めなければならない。

2 乙は、業務の範囲内の施設、建物及び場内緑地等を常に清掃、除草作業等を行い、環境整備に務め、甲に作業実施報告を行わなければならない。

第3章 その他

(事務室等の使用)

第27条 乙が、業務履行に必要な事務室、浴室等は甲の業務に支障のない範囲において、業務委託契約期間中無償で使用させるものとするが、清掃等の使用上の管理及び損傷等の弁償は、乙が行うものとする。又、業務委託契約期間が満了したときは、甲の立会いのうえ検査を受け、返還しなければならない。

(備品等の貸与)

第28条 乙が、業務遂行上必要な完成図書、工具（日常使用する標準的工具を除く。）、水質試験器具は、甲が貸与するものとする。

2 乙の従業員にかかわる安全衛生対策器具については、原則として乙が備えるものとする。

3 乙は、貸与備品等の台帳を作成し、常に保管状況を明らかにし、欠損、紛失等があった場合は、乙の負担において補充しなければならない。又、業務委託契約期間が満了したときは、貸与数量をそろえ、甲の検査を受けたうえで、返却するものとする。

(経費の負担区分)

- 第29条 乙が、業務遂行上必要な消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費については甲の負担とするが、乙は、経費の節減に努めるものとし、救急薬品費及び会社管理のための経費は、乙が負担しなければならない。
- 2 点検用車両及び当該車両に要する一切の経費は、乙が負担しなければならない。
- 3 乙の従業員の直接人件費、間接人件費、旅費、被服費、履物費、日用品費等は、乙が負担しなければならない。
- 4 この仕様書に明記されていない経費の負担区分については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(資材等の使用)

- 第30条 乙は、業務遂行上必要な資材（薬品、燃料、消耗資材等）の使用にあたっては、所定の受払簿に記録するとともに、その状態を明らかにしておかなければならない。又、その品質規格が適当でないと認められたときは、速やかに甲に連絡しなければならない。
- 2 乙は、故意又は、過失のより資材等を滅失し、又は損傷したときはその損害を賠償しなければならない。

(従業員の服装、態度等)

- 第31条 乙は、従業員に安全且つ清潔な統一した服装をさせ、胸には名札を付け応対等について市職員に準じる者として部外者より指摘を受けないよう教育しなければならない。

(雑則)

- 第32条 乙は、本仕様書に定めのない事項であっても、維持管理上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づき行わなければならない。
- 2 甲が運転等に係る資料の提出を要求した場合は、速やかに応じなければならない。

(疑義)

- 第33条 本仕様書に規定された事項について疑義が生じたとき、又は、本仕様書に規定がない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(業務評価)

- 第34条 本仕様書・特記仕様書に規定された事項及び、その他運転管理事項に伴う諸事項について業務評価報告書の各事項を整理し、毎年度末をもって業務評価を行うこととする。

山之神浄水場業務委託特記仕様書

1. (設備の監視)

五反田川取水槽・接合井・ポンプ井・浄水設備（着水井・混和槽・沈殿池・急速ろ過池・浄水池等）の監視を行い、汚物の混入や設備の故障を早期に発見し、事故を未然に防ぐよう十分な監視体制をとること。

2. (施設の清掃)

場内の清掃を行い、浄水場にふさわしい環境美化を図る。また、五反田川取水槽・接合井付近の取水口の清掃を行い、良質で安全な原水の確保に努める。

3. (設備の運転・操作)

清浄で豊富な水を浄水するために必要な機械器具の運転を行う。

原水の水質（濁度・色度・温度・PH等）を点検毎に把握し、次亜塩素・PAC・カセイソーダの薬品の注入量を算定する。また、各設備のポンプ・機械器具等についても配水量・時間帯等を勘案しながら、円滑な設備の運転・操作を行う。

4. (施設の点検)

各種計器及び機械器具等は、その機器の性能が劣らないように、毎日点検整備を行い機器に異常が発生したら、軽微な場合は直ちに修理を行い機器を正常にする。

また、重故障の場合は、直ちに甲に連絡し協議する。この他に年2回の精密点検を計画し実施する。

5. (点検項目の記録)

山之神浄水場運転日誌及び薬品受払簿の項目に従い、次の定めた時間に記録を取り日誌の整理を行う。（5時・9時・13時・17時・21時）

6. (汚泥処理の管理)

浄水施設（沈殿池）に無理のないよう、排水処理施設（排水池・排泥ピット・排泥池・天日乾燥ろ床）を効率よく運転し、沈殿池から排出した汚泥を、速やかに搬出し管理する。

7. (施設の保安管理)

浄水場内への人の出入りは、厳重にチェックする。特に夜間は外灯を点け、施設の監視に努め、不審な侵入者を発見したら直ぐに甲及び警察に連絡し、浄水場の保安管理を図る。

8. (勤務者の指定及び勤務時間)

勤務者の指定及び勤務時間は、3 6 5 日・2 4 時間勤務とする。

シルバー等の乙が承認した技術者も、必ず甲へ届出すること。

コンクリート構造物及び水管橋等の目視点検業務特記仕様書

1. (点検記録の内容)

- ① 点検の年月日
- ② 点検を実施した者の氏名（受託者及び担当者の氏名）
- ③ 点検の結果 甲指定の記録表や写真・図面等に記録

2. (点検内容)

水道法施行規則で規定する点検方法と実施頻度により下記内容とする

- ① 種別：定期点検
- ② 内容：現状の状態を調査・診断するために定期的な頻度により実施する。点検は、
目視又はこれと同等以上の方法や必要に応じて触診・打音調査等により行う事を基本とする。点検項目については甲が指定する点検記録表の項目について、
点検方法や範囲は甲との協議の上行う。
- ③ 時期：コンクリート構造物目視点検は各該当施設 5 年に 1 回以上とする。
水管橋等は各該当施設 2 年に 1 回以上とする。
- ④ 除外：下記事項は甲において実施する。
 - ・ 基本調査で必要な情報が得られない場合の詳細調査（試験や検査・測定等）
 - ・ 前回点検からの劣化進展や新たに顕在化した劣化の調査と性能への影響診断
 - ・ 点検結果により必要に応じて行う、補修工事や劣化予防策などの修繕
 - ・ 点検、修繕記録簿の編集及び保存
 - ・ 水道法施行規則で規定する初期点検、臨時点検、緊急点検
- ⑤ 免責：乙は、本目視点検を誠意をもって確実に履行することとするも、報告書を提出し甲がこれを受理した後は当該施設の状況（補修及び予防対策等）の判断は甲の責任で行い乙はその責任を負わない。

3. (対象施設)

- ・コンクリート構造物

令和7年度はNo.2コース(8か所)を行う

No.1: 荒川第1、第2、第3、第4配水池、白浜配水池、萩元配水池、羽島調整槽、
万福配水池、羽島第6配水池、平山配水池、土川配水池

No.2: 平江第3、第8配水池、深田配水池、旭第1、第2、第3配水池、
芹ヶ野配水池、大菌配水池

No.3: 第2、第6配水池、第5配水池、第7配水池、芋野原配水池、
生冠第1、第2、第3配水池

No.4: 牛ノ江配水池、平木場配水池、舟川配水池、才野ヶ原配水池、
観音ヶ池配水池、外戸配水池

No.5: 久福配水池、中ノ平配水池、平ノ木場配水池、大里配水池、
池ノ原配水池、才野配水池

- ・水管橋、橋梁添架管

令和7年度はBコース(7か所)を行う。

A: いたいで橋、丸内橋、草良橋、塩入橋、野元橋、平江橋、薩摩山橋、薩摩山水管橋

B: 時川橋、麓橋、金山橋、五反田橋、川上橋、上川上橋、外戸橋